

訪問看護重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようとして指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	公益社団法人 埼玉県看護協会
代表者氏名	会長 澤登 智子
所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒331-0078 埼玉県さいたま市西区西大宮 3-3 048-624-3300

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	秩父訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	埼玉県 1164990016
事業所所在地	〒368-0052 秩父市近戸町 9-9
連絡先 相談担当者名	0494-25-2282 所長 穴戸 美智代
事業所の通常の 事業の実施地域	秩父市・横瀬町・皆野町・小鹿野町・長瀬町
併設事業所	指定居宅介護支援事業所
第三者評価の実施	実施していません。
事業所質評価	事業所質評価、利用者満足度調査実施

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある高齢者・疾病や負傷により継続在宅療養を必要とする小児や成人・精神障害者であり、主治の医師が必要を認めた者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、訪問看護計画を作成し、計画に沿って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るものとします。 ③ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサ

	<p>ービスの提供に努めます。</p> <p>④ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設及び指定特定相談事業者との密接な連携に努めます。</p>
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び休業日

営業日	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
休業日	土・日・祝日及び12/29～1/3

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日（土・日・祝日及び12/29～1/3 除く）
サービス提供時間	午前9時から午後5時まで

(5) 事業所の職員体制

管理者	穴戸 美智代
-----	--------

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
訪問看護の提供にあたる従業者	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 3 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 4 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 5 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 6 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	正看護師 常勤 4名 非常勤 1名 （常勤換算 1.0人） 作業療法士 （常勤） 1名 理学療法士 （常勤） 1名
訪問看護の提供にあたる従業者	7 訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがあります。	

事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤	1 名
------	------------------------------	-----	-----

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状の観察、心身の状況の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事及び排せつ等日常生活の世話 ④ 褥瘡の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ 服薬管理 ⑩ カテーテル等の管理 ⑪ その他医師の指示による医療処置 ⑫ 訪問看護報告書の作成

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲食、飲酒、喫煙
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 看護職員への禁止行為

訪問看護の利用にあたっては次に掲げる行為は行わないで下さい。

- ① 看護師等の心身に危害を及ぼす行為
- ② 事業者又は事業所の運営に支障を与える行為
- ③ 以上の他、訪問看護の提供を困難にする行為

(4) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

※指定訪問看護ステーション（看護師）

	訪問看護 I 1 20分未満					訪問看護 I 2 30分未満				
	基本 単位	利用料	利用者負担			基本 単位	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
昼間	314	3,140円	314円	628円	942円	471	4,710円	471円	942円	1,413円
早朝 夜間	392	3,920円	392円	784円	1,176円	588	5,880円	588円	1,176円	1,764円
深夜	471	4,710円	471円	942円	1,413円	706	7,060円	706円	1,412円	2,118円
	訪問看護 I 3 30分以上1時間未満					訪問看護 I 4 1時間以上1時間30分未満				
	基本 単位	利用料	利用者負担			基本 単位	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
昼間	823	8,230円	823円	1,646円	2,469円	1,128	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
早朝 夜間	1,028	10,280円	1,028円	2,056円	3,084円	1,410	14,100円	1,410円	2,820円	4,230円
深夜	1,234	12,340円	1,234円	2,468円	3,702円	1,692	16,920円	1,692円	3,384円	5,076円

※理学療法士等による訪問の場合

サービス 提供時間帯	サービス 提供時間数	基本 単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
昼間	訪問看護 I 5 1回 20分	294	2,940円	294円	588円	882円
	訪問看護 I 5 2回 40分	588	5,880円	588円	1,176円	1,764円
	訪問看護 I 5 3回 60分	793	7,930円	793円	1,586円	2,379円
早朝 夜間	訪問看護 I 5 1回 20分	367	3,670円	367円	734円	1,101円
	訪問看護 I 5 2回 40分	734	7,340円	734円	1,468円	2,202円
	訪問看護 I 5 3回 60分	990	9,990円	990円	1,980円	2,970円

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護との連携型訪問看護費

定額報酬	基本 単位	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
	2,961	31,682円			

※要介護度5の利用者は 800単位/月加算があります

※指定（介護予防）訪問看護ステーション（看護師）

	20分未満					30分未満				
	基本 単位	利用料	利用者負担			基本 単位	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
昼間	303	3,030円	303円	606円	909円	451	4,510円	451円	902円	1,353円
早朝 夜間	378	3,780円	378円	756円	1,134円	563	5,630円	563円	1,126円	1,689円
深夜	454	4,540円	454円	908円	1,362円	676	6,760円	676円	1,352円	2,028円
	30分以上1時間未満					1時間以上1時間30分未満				
	基本 単位	利用料	利用者負担			基本 単位	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
昼間	794	7,940円	794円	1,588円	2,382円	1,090	10,900円	1,090円	2,184円	3,270円
早朝 夜間	992	9,920円	992円	1,984円	2,976円	1,362	13,620円	1,362円	2,724円	4,086円
深夜	1,191	11,910円	1,191円	2,382円	3,573円	1,635	16,350円	1,635円	3,270円	4,905円

※理学療法士等による訪問の場合

サービス 提供時間帯	サービス 提供時間数	基本 単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
昼間	訪問看護Ⅰ 5 1回 20分	284	2,840円	284円	568円	852円
	訪問看護Ⅰ 5 2回 40分	568	5,680円	568円	1,136円	1,758円
	訪問看護Ⅰ 5 3回 60分	766	7,660円	766円	1,532円	2,298円
早朝 夜間	訪問看護Ⅰ 5 1回 20分	355	3,530円	353円	706円	1,059円
	訪問看護Ⅰ 5 2回 40分	710	7,060円	706円	1,412円	2,118円
	訪問看護Ⅰ 5 3回 60分	1,065	10,650円	1,065円	2,130円	3,195円

提供時間	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の25/100、深夜の場合は50/100に相当する単位が加算されます。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行いません。

※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物

に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者サービス提供を行った場合は、上記金額の 90/100 となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額の 85/100 となります。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※ 指定訪問看護ステーション (加算について)

(5) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
緊急時訪問看護加算 (1)	600	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	管理体制の整備有月 1 回
特別管理加算 (I)	500	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	1 月に 1 回
特別管理加算 (II)	250	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
ターミナルケア加算	2500	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合 (死亡月に 1 回)
初回加算 (1)	350	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円	(1) 退院日の初回訪問
初回加算 (2)	300	3,000 円	300 円	600 円	900 円	(2) 上記以外の初回訪問
退院時共同指導加算	600	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	1 回あたり
看護・介護職員連携強化加算	250	2,500 円	250 円	500 円	750 円	1 月に 1 回
複数名訪問加算 (I)	254	2,540 円	254 円	508 円	762 円	<u>複数の看護師等が同時に実施した場合 30 分未満 (1 回につき)</u>
	402	4,020 円	402 円	804 円	1,206 円	<u>複数の看護師等が同時に実施した場合 30 分以上 (1 回につき)</u>
複数名訪問加算 (II)	201	2,010 円	201 円	402 円	603 円	<u>看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30 分未満 (1 回につき)</u>
	317	3,170 円	317 円	634 円	951 円	<u>看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30 分以上 (1 回につき)</u>
長時間訪問看護加算	300	3,000 円	300 円	600 円	900 円	1 回あたり
看護体制強化加 (I)	550	5,500 円	550 円	1,100 円	1,650 円	1 月に 1 回

要介護度による区分なし

看護体制強化加(Ⅱ)	200	2,000円	200円	400円	600円	1月に1回
看護体制強化加算 (介護予防)	100	1,000円	100円	200円	300円	1月に1回
サービス提供体制強化 加算Ⅱ1/Ⅰ1	3/6	30/60円	3/6円	6/12円	9/18円	1回につき
専門管理加算	250	2,500円	250円	500円	750円	専門看護師の訪問月1回
口腔連携強化加算	50	500円	50円	100円	150円	月1回

※ 緊急時訪問看護加算(1)は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間対応できる体制の整備、緊急訪問における看護業務の負担軽減に十分な業務管理等の体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。なお、同意書面は別添のとおりです。

※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

- ① 在宅麻薬等注射・在宅腫瘍化学療法・在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に算定します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。(1)は、退院の初回訪問、(2)は(1)以外の初回訪問。退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援

(3) その他の費用

①交通費の有無	有・無
②キャンセル料	重要事項説明書4-③記載のとおりです。

(4) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。	
② 複写物の交付	利用者は、訪問看護の提供についての記録の複写を請求することができます。	複写 1枚につき、20円
③ キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用日前日の夕方5時までに連絡がある場合	無料
	利用日前日の夕方5時までに連絡がない場合	利用者負担金の100%
※ ただし、利用者の病状の急変や入院等の場合には、キャンセル料は請求しません。		
④その他証明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険等の証明書 1件 3,300円（税込み） ・ 公費負担に係る療養証明 1件 1,100円（税込み） 	※ その他証明等については事前にご相談ください

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求・支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中頃までに利用者あてにお届けします。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 利用者指定口座からの自動振替</p> <p>(イ) 現金によるお支払い</p> <p>イ お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 利用等の変更について

- (1) 事業者は、介護保険法等に基づく厚生労働大臣の定めその他の制度の変更があった場合には、利用者負担及び利用料の額を変更することができるものとします。
- (2) 事業者は、物価の変動その他やむを得ない事由が生じた場合には、その他の費用の額を、それぞれ変更できるものとします。
- (3) 事業者は、(1)又は(2)により利用料等の額を変更する場合には、利用者に対し、事前に変更の理由及び内容を説明するものとします。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (6) 利用者の訪問看護を担当する職員は、サービス内容及び職員の配置状況を考慮して事業所において定めます。緊急時対応等を考慮し、複数職員で交代訪問を実施しています。
- (7) 利用者の訪問看護を担当する職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重し調整を行いますが、事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もあります。

8 サービスの終了について

- (1) 利用者のご都合による終了の場合は、サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに事業所又は介護支援専門員へご連絡ください。
- (2) 事業所の都合による終了の場合は、サービス終了の 1 か月前までに書面にて利用者へ通知いたします。
- (3) 下記の場合は自動的に終了とします。
 - ① 要介護認定が「自立」と判定された場合
 - ② 介護施設等に入所された場合
 - ③ 長期的な入院等で、3 か月間サービス利用がない場合
 - ④ お亡くなりになられた場合

9 その他サービスの利用上の留意事項について

- (1) お約束した訪問時間にやむを得ない理由で遅れる場合は必ずご連絡いたします。

- (2) 天災等などやむを得ない理由によって、訪問日や訪問時間等ご相談することもあります。
- (3) 犬や猫等のペットを飼っていらっしゃる場合は、利用者の居室以外又はゲージ等に入れていただけるなどのご協力をお願いします。
- (4) 訪問看護師への茶菓子のもてなしや贈答品は固くお断りいたします。
- (5) 当事業所は看護大学等の実習施設になっております。同行訪問等でのご協力いただくことがあります。

10 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、病状及び看護ケア内容等（看護記録書）を訪問時間内にタブレット PC に入力いたします。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (4) 提供した指定訪問看護に関し、利用者の連携ノート等に必要な事項を記載します。

14 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名	続柄
	住 所	
	電 話 番 号	
	携 帯 電 話	
	勤 務 先	
【主治医】	医療機関名	
	氏 名	電 話 番 号

15 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 秩父市役所 高齢者介護課	電話番号 0494-25-5205
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保保険株式会社
保険名	公益財団法人日本訪問看護財団 あんしん総合保険制度

16 サービス提供に関する相談・苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ア 苦情処理の責任者は、苦情申出人からの苦情に対し、誠意を尽くして話し合いに臨み、苦情解決を円滑・円満に図ります。
 - イ 苦情受付担当者は、利用者又は家族からの苦情の受付、苦情内容及び利用者の意向の確認 と記録、受け付けた苦情および改善状況等を苦情解決責任者へ報告します。
 - ウ 苦情申出人の苦情内容に沿って事実確認を職員に対し調査をします。
 - エ 苦情受付担当者による対応で解決ができない場合は、苦情解決責任者が苦情申出人と話し合い解決に努めます。
 - オ 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記載します。
 - カ 苦情解決責任者は、苦情解決結果報告書を作成し、一定期間ごとに職員に報告し、改善した事項について統一したサービス提供ができるよう質の確保をします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 秩父訪問看護ステーション	担当者名 所長 宍戸 美智代 電話番号 0494-25-2282 受付時間 9：00～17：00(土日祝は休み)
【市町村（保険者）の窓口】	秩父市高齢者介護課 電話番号 0494-25-5205 長瀬町介護保険課 電話番号 0494-66-3111 横瀬町介護課 電話番号 0494-25-0116 小鹿野町保健福祉課 電話番号 0494-74-4410 皆野町健康福祉課 電話番号 0494-62-1230
【公的団体の窓口】 埼玉県国民健康保険団体連合会	電話番号 048-824-2568(苦情専用)

17 ハラスメントの防止について

事業者は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、ハラスメントに該当する行為のない快適な就業環境を確保するため、必要な措置を講じます

ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった看護職員等の心身に悪影響を与えます。下記の様な行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき訪問看護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2) 特定の看護職員等に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力行為
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力行為
- (4) 長時間の電話、看護職員等や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等のその他行為

18 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の際に署名しております。
② 個人情報の保護について	<ol style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

19 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	所長 宍戸美智代
-------------	----------

(2) 成年後見人制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

20 身体拘束等の原則禁止

訪問看護の提供にあたり、利用者又はそのご家族等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

緊急やむを得ず対応を行う場合は下記のとおりです。

(1) 利用者本人又は従業者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

(2) 身体拘束その他の拘束制限を行う以外に代替する介護方法がない場合

(3) 身体拘束その他の拘束制限が一時的なものである場合

21 衛生管理等

看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、定期的な健康診断等必要な管理を行うとともに、指定訪問看護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

事業者は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう以下の措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為に対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為に指針を整備します。

(3) 事業所において、看護職員等に対し、感染症の予防及び蔓延の防止の為に研修及び訓練を定期的実施します。

22 事業継続計画の策定等について

事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。

(1) 事業者は、看護職員等に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

23 その他運営に関する重要な事項

(1) 書面掲示

事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、原則として事業所内での書面掲示を行ってまいりましたが、原則として、ウェブサイトの掲載・公表できるよう取り組みます。

※令和7年3月31日までに完了します。

(2) 診療報酬における書面要件の見直し

医療DXを推進する観点から、診療情報上、書面での検査結果その他の書面の作成又は書面を用いた情報提供が必要とされる項目について、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、電磁的方法による作成又は情報提供等に取り組みます。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

_____ R 年 月 日 _____

事業所所在地	埼玉県秩父市近戸町9-9		
名称	公益社団法人埼玉県看護協会 秩父訪問看護ステーション		
管理者名	宍戸 美智代		㊞

説明者氏名	宍戸 美智代		㊞
-------	--------	--	---

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問看護についての重要事項の説明を受けサービスの提供開始に同意します。

利用者	住所		
	氏名		㊞

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問看護についての重要事項の説明を受けサービスの提供開始に同意します。

また、利用者自身が判断を下せない状況になった場合は、私が代理人として判断・対応します。

署名代行者 または 法定代理人	住所			
	氏名		続柄	㊞

※ 確認資料をお見せいただく場合がございますので、ご了承ください。

緊急時訪問看護及び介護予防緊急時訪問看護同意書

公益社団法人 埼玉県看護協会
秩父訪問看護ステーション
所長 宍戸 美智代 様

私は、担当職員から重要事項説明書で緊急時訪問看護及び介護予防緊急時訪問看護について説明を受け、このサービスを利用することに同意をします。

利用者	住所			
	氏名			⑩

署名代行者 または 法定代理人	住所			
	電話番号			
	氏名		続柄	⑩

訪問看護契約書

様（以下「利用者」という。）と公益社団法人埼玉県看護協会秩父訪問看護ステーション（以下「事業者」という。）は、利用者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対して、介護保険法令及び健康保険法令の主旨に従って、利用者が可能な限り居宅において、それぞれの有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護サービス（以下「サービス」という。）を提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、利用者の主治医の指示する期間とします。なお、利用者から契約終了の申出がない場合は、自動的に更新します。

（訪問看護の提供）

第3条 事業者は、利用者の主治医の訪問看護指示書に基づいて、主治医との緊密な連携のもとにサービスを提供します。

（訪問看護の内容）

第4条 利用者が事業者より提供を受けるサービスの内容は、次のとおりとします。

- 一 病状の観察
 - 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - 三 食事及び排泄等日常生活の世話
 - 四 褥創の予防・処置
 - 五 リハビリテーション
 - 六 ターミナルケア
 - 七 認知症患者の看護
 - 八 療養生活や介護方法の指導
 - 九 服薬管理
 - 十 カテーテル等の管理
 - 十一 その他医師の指示による医療処置
- 2 事業者は、訪問看護師を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画に沿って前項に定めたサービスを提供します。

（サービス提供の記録）

第5条 事業者は、訪問看護実施の際に、そのサービスの内容等を所定の記録票に記入します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービス提供記録を保管管理し、その保管の期間は契約終了後5年間とします。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内に、サービス提供記録の閲覧をすることができ、また、そのコピーの交付（有料）を受けることができます。

（訪問看護料金）

第6条 利用者は、サービスの対価として介護保険法の法定利用料又は医療保険の法定利用料の金額を支払います。

- 2 利用者は、保険適用外のサービスを受けた場合は、別紙で定める料金を支払います。
- 3 事業者は、当月に発生した料金の合計額を請求書に記載し、明細を添えて翌月中旬までに利用者へ送付

するものとし、利用者は、事業者から請求されたその訪問看護料金を速やかに支払います。

4 事業者は料金の支払を受けたときは、利用者に対して領収証を発行します。

(サービス内容の変更)

第7条 事業者は、利用者の主治医の指示によりサービスの内容を変更することができます。

(守秘義務)

第8条 事業者及び従業員は、サービスの提供をする過程で知り得た利用者及びその家族に関する私的情報を正当な理由なくして第三者に漏らしません。

2 事業者は、文書によって利用者及びその家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を使用しません。

3 契約の終了後においても、同様とします。

(損害賠償)

第9条 事業者は、サービスの提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産等に重大な損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。

2 前項の損害の賠償は、事業者が加入する賠償責任保険で対応します。

(緊急時の対応)

第10条 事業者は、サービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、又はその他必要な場合には、速やかに主治医と連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(連携)

第11条 事業者は、介護支援専門員（ケアマネジャー）及び保険医療サービス又は福祉サービスの提供者と連携を密にし、訪問看護サービスの提供にあたります。

(相談・苦情対応)

第12条 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に係る利用者の要望・相談・苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

(裁判管轄)

第13条 本契約に関して、やむをえず訴訟となる場合には、その訴訟の事由が発生した場所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

(契約の終了)

第14条 利用者は、事業者に対して1週間以上の予告期間をもって文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

2 事業者は、サービスの提供について、利用者と良好な関係を維持することができないと判断したときは、この契約を解除することができます。

3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

一 利用者が自立（非該当）と認定されたとき

二 利用者が死亡したとき

三 利用者が介護保険施設に入所したとき

(本契約に定めのない事項)

第15条 利用者及び事業者は、この契約を信義をもって誠実に履行するものとし、この契約に定めのない事項について疑義が生じた場合には、介護保険法令、健康保険法令、その他の諸法令の定めるところに従い、主治医の指示を尊重し、双方、誠意を持って協議の上これを解決します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各1通ずつ保有するものとし、

____R____年____月____日

事業者住所	埼玉県さいたま市西区西大宮 3 丁目 3 番地		
事業者名	公益社団法人 埼玉県看護協会		
代表者名	会 長	澤 登 智子	㊟

利用者	住所			
	電話番号			
	氏名			㊟

署名代行者 または 法定代理人	住所			
	電話番号			
	氏名		続柄	㊟

立会人	住所			
	電話番号			
	氏名		続柄	㊟

※立会人は、本契約の内容について何らの責任を負うものではありませんが、利用者の意思に基づいた契約であることを確認しました。

個人情報保護に関する基本方針

公益社団法人埼玉県看護協会（以下「本会」という。）は、ご利用者の信頼に応えるべく「安全で質の高いサービス」をご利用いただく為に日々努力を重ねております。ご利用者に安心してサービスをご利用いただく為にはご利用者やご家族の個人情報を適切に取り扱うことが不可欠であると考えます。そこで本会では、個人情報に関する法律やガイダンスを遵守し、下記の取り組みを行います。

記

1 個人情報の取得・利用

本会は、ご利用者やご家族の個人情報の取得にあたり、利用目的を明示し、その目的に必要な範囲の個人情報を取得し、利用目的以外に使用しません。利用目的以外に利用する場合は、改めて同意を得るものとします。

2 個人情報の第三者提供

本会は、ご利用者やご家族の個人情報をその利用目的の範囲に沿って、他の看護事業所や外部委託事業者に提供することがあります。第三者に提供する場合は、同意を得ることとします。また、外部委託事業者に対しては、個人情報を適切に取り扱うよう監督を行います。

3 情報の安全な管理について

本会は、ご利用者やご家族の個人情報を安全に管理するため、帳簿類やデータなどの取り扱い・保管規定を整備し、安全な保管に万全な配慮を行います。

4 個人情報に関する法令や規範の遵守

本会は、ご利用者やご家族の個人情報を保護するため、次の個人情報保護に関する法令や規範を遵守します。

- 一 個人情報保護に関する法律
- 二 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
- 三 介護保険法（介護保険法に基づく指定基準を含む。）

5 個人情報保護の継続的改善

上記の取り組みを継続し発展させるために、ご利用者の意見をお聞きします。

この個人情報の保護に関する基本方針は、要望に応じて紙面でも公表いたします。

公益社団法人 埼玉県看護協会
会 長 澤登 智子

利用者の個人情報の利用目的の通知及び第三者への提供に関する同意書

公益社団法人埼玉県看護協会は、利用者からご提供いただいた利用者本人及びご家族に関する個人情報を下記の目的以外に利用しないことをお知らせします。

記

【利用者の個人情報の利用目的】

- ① 利用者への介護保険サービスの提供
- ② 介護・医療保険及び健康保険事務
- ③ 利用者のために行う管理運営業務（会計、事故発生時に伴う業務、看護・介護・医療サービスの向上）
- ④ 当協会のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成、学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

なお、下記の利用目的のためには、利用者及びご家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

記

【利用者の個人情報を第三者へ提供する場合】

- ① 介護保険等の当協会業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② 利用者及びご家族等からの依頼による申請等代行手続きを行う場合
- ③ 利用者に関わる居宅介護計画の作成とサービス提供のために行うサービス担当者会議での情報提供
- ④ 入退院や通院、病状の急変、医療系サービスの利用等、医療機関や主治の医師等と連携を行う場合
- ⑤ 事業者からの情報提供に基づき、主治の医師、歯科医師、薬剤師等との連携が必要と判断した場合
- ⑥ 行政や地域包括支援センターが行う、地域ケア会議等への資料としての情報提供
- ⑦ 介護サービス事業所、地域包括支援センター、行政機関、特定相談支援事業所、社会福祉団体等と連携を行う場合
- ⑧ ご家族への心身状態や生活状態の説明
- ⑨ 緊急時や災害時において生命、身体の保護のための行政機関等への安否情報の提供
- ⑩ 損害賠償保険等の請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑪ 研修等の実習生の受け入れにおいて必要な場合

名称	公益社団法人埼玉県看護協会 秩父訪問看護ステーション		
責任者名	管理者 宍戸 美智代		㊟

【本人・ご家族同意欄】

私は、個人情報の利用及び第三者への提供に関する上記の内容に同意します。

_____ R 年 月 日

利用者	住所			
	氏名			㊟
署名代行者 または 法定代理人	住所			
	氏名		続柄	㊟

【医療保険料金表】

基本料金明細		診療価格	基本利用料(利用者負担金)			
			1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費 I (同一建物居住者以外)	イ 週3回まで(1日1回につき)	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
	ロ 週4日目以降(1日1回につき)	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
	緩和・褥創ケアの専門研修を受けた看護師(同一に共同の訪問看護)(月1回)	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
訪問看護基本療養費 II (同一建物居住者) 同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一に訪問した場合	イ 週3回まで(1日1回につき)	2,780円	278円	556円	834円	
	ロ 週4日目以降(1日1回につき)	3,280円	328円	656円	984円	
	緩和・褥創ケアの専門研修を受けた看護師(同一に共同の訪問看護) 月1回を限度	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
訪問看護基本療養費 III (外泊時の対応)	入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等は、入院中に2回算定可能	8,500円	850円	1,700円	2,550円	
精神科訪問看護基本療養費	イ 週3回まで(1日1回につき)	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満	4,250円	425円		
	ロ 週4日目以降(1日1回につき)	30分以上	6,550円			
		30分未満	5,100円			
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円	
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円	
	2日目以降	2,500円	250円	500円	750円	
難病等複数回訪問加算	1日2回の訪問	4,500円	450円	900円	1,350円	
	1日3回以上の訪問	8,000円	300円	600円	900円	
緊急訪問看護加算 (1日につき1回)	利用者や家族等の緊急の求めで主治医の指示に基づき緊急訪問看護を行った場合	イ 月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
		ロ 月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
乳幼児加算 (6歳未満)	厚労大臣が定める者(超重症児、準超重症児、別表7.8) 1日1回につき	1,800円	180円	360円	540円	
乳幼児加算 (6歳未満)	1日1回につき	1,300円	130円	260円	390円	
長時間訪問看護加算 (1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合)	1回/週 3回/週 (1回につき)	特別管理加算の対象者、特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている利用者 15歳未満の超重症児又は準超重症児、15歳未満であって、特別管理加算の対象者	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算	看護師等(週1回)	4,500円	450円	900円	1,350円	
	その他職員(週3日)	3,000円	300円	600円	900円	

	看護補助者(回数制限なし)	1日1回	3,000円	300円	600円	900円
		1日2回	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		1日3回以上	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
複数名精神科訪問看護加算	イ 看護師、保健師、作業療法士	1日1回	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日2回	9,000円			
		1日3回以上	14,500円			
	ロ 看護補助者、精神保健福祉士	1日1回	3,000円			
早朝・夜間加算	6時～8時 ・ 18時～22時		2,100円	210円	420円	630円
深夜加算	22時～6時		4,200円	420円	840円	1,260円
病状や契約等により下記料金加算があります。			診療価格	基本利用料(利用者負担金)		
				1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算 (1月につき) イ	利用者又は家族から電話等により看護に関する相談に常時対応でき体制を整えています。	イ 看護業務の負担軽減の取り組み有	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		ロ イ以外	6,520円	652円		
特別管理加算 (月に1回)	在宅麻薬等注射・在宅腫瘍化学療法・在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある方 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある方		5,000円	500円	1,000円	1,500円
	在宅腹膜還流指導管理、在宅酸素療法管理、在宅中心静脈栄養法管理、在宅経管栄養法管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導、在宅肺高血圧患者指導管理を受けている方 ・人工肛門・人工膀胱を設置の方 ・真皮を超える褥創の状態にある方 ・在宅患者訪問点滴注射管理を算定している方		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算 (実施時に1回に限る。利用者の状態に応じて複数日に実施した場合は2回分の算定となる)	保健医療機関に入院中又は施設等に入所中で、退院・退所後の在宅療養についての指導を入院(入所)施設において訪問看護師と施設の職員(医師、看護師)と共同で行った場合		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	退院時共同指導を実施した方で、特別管理加算の対象となる方について算定します。		2,000円	200円	400円	600円

退院支援指導加算 (退院当日訪問)	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	上記(長時間の場合)		8,400円			
在宅患者連携指導加算 (月に1回)	訪問看護師等が利用者の同意を得て訪問診療を実施している他の保健医療機関と月2回以上文書等で療養上必要な指導を行った場合		3,000円	300円	600円	900円
専門管理加算 (月に1回)	認定看護師・特定行為の研修終了看護師による計画的管理を行った場合		2,500円	250円	500円	750円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月2回に限る)	利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、保健医療機関の保険医の求めにより開催したカンファレンスに看護師が参加し、共同で利用者及び家族に対し指導を行った場合		2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算 (月1回に限り)	喀痰吸引等の医療が継続的に必要な者が在宅で療養生活を継続できるよう、医療の指示の下、介護職員等が喀痰吸引等を実施している場合に、看護師が喀痰吸引等を行う介護職員の支援を行った場合		2,500円	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費 (月1回限り)	1	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別管理加算該当者、精神障害を有する方、18歳未満が対象となり、関係機関からの求めに応じて文書を添えて情報提供をした場合	1,500円	150円	300円	450円
	2	18歳未満の超重症児、準超重症児、厚生労働大臣が定める疾病等の児童、特別管理加算に該当する18歳未満の児童が対象となり、関係機関からの求めに応じて文書を添えて情報提供をした場合	1,500円	150円	300円	450円
	3	在宅から保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院へ療養の場を変更(入院・入所)する利用者を対象として、ケア時の具体的な方法や留意点、継続すべき看護等の情報を提供した場合	1,500円	150円	300円	450円

訪問看護ターミナル ケア療養費	1 在宅	主治医との連携の下に看護師 が在宅等での終末期の看護の 提供を行った場合	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
	2 施設等		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
医療 DX 情報活用加算 (月 1 回)	オンライン資格確認システムを通じて 質の高い医療を提供に係る評価		50 円	5 円	10 円	15 円
ベースアップ評価料 (1)	看護職員等の賃金の改善を実施している 場合の評価(月 1 回限り)		780 円	78 円	156 円	234 円

その他の費用について(自費)

①交通費	事業所からの距離計測を行い、80 円/1 km 上限 1,000 円 (税込み) コインパーキング使用時はパーキング代金のご負担を頂きます。	
②死後の処置料	12,000 円(税込み)	
③休日料金	土・日・祝日・年末年始 30 分毎 2,700 円(税込み)	
④複写物の交付	利用者は、訪問看護の提供についての記録の 複写を請求することができます。	複写 1 枚につき、20 円 (A4) (税込み)
⑤キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間 に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用日前日の夕方 5 時までに連絡がある場合	無料
	利用日前日の夕方 5 時までに連絡がない場合	1,500 円(税込み)
※ ただし、利用者の病状の急変や入院等の場合には、キャンセル料は請求しません。		
④その他証明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険等の証明書 1 件 3,300 円 (税込み) ・ 公費負担に係る療養証明 1 件 1,100 円 (税込み) <p style="text-align: center;">※ その他証明等については事前にご相談ください</p>	

24 時間対応体制同意書

公益社団法人 埼玉県看護協会
秩父訪問看護ステーション
所長 宍戸 美智代 様

私は、担当職員から重要事項説明書(別紙料金表)で24時間対応体制について説明を受け、このサービスを利用することに同意をします。

利用者	住所			
	氏名			⑩

署名代行者 または 法定代理人	住所			
	電話番号			
	氏名		続柄	⑩

訪問看護情報提供療養に関する同意書

公益社団法人 埼玉県看護協会
秩父訪問看護ステーション
所長 宍戸 美智代 様

私は、担当職員から重要事項説明書(別紙料金表)で訪問看護情報提供療養について説明を受け、このサービスを利用することに同意をします。

利用者	住所			
	氏名			⑩

署名代行者 または 法定代理人	住所			
	電話番号			
	氏名		続柄	⑩